

府税事務所における公用車の活用状況について

対象受検機関：財務部税務局

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項																																																
1 公用車の配備・稼働状況 - 府内の10府税事務所及び自動車税事務所（以下「府税事務所等」という。）に配備されている公用車は、金融機関への調査・差押、滞納者宅への訪問催告や不動産の現地調査など主として府税の賦課徴収に関する業務に使用されており、令和7年度末時点における保有台数は表①のとおり44台である。 - 公用車は、リース契約（6年間）で税務局税政課が一括して調達し、府税事務所等で日常管理を行っている。 - 公用車の運転は、庁用自動車の運転に関する要綱に基づき府税事務所等で運転者として指定された職員が行っており、現在、専任運転手の雇用はしていない。 - 公用車を運転する職員には、大阪府庁用自動車管理規程に基づき、使用申込書を事前提出し、使用後は運転日誌の提出による運行状況の報告が求められている。使用申込書及び運転日誌の様式は、自動車管理者である各府税事務所等所長が定めており、いずれの府税事務所等も紙媒体により作成及び管理を行っている。 - 令和7年度の府税事務所等の公用車の稼働率（全公用車の年間稼働日数合計÷（年間開庁日数×保有台数合計）。以下「事務所稼働率」という。）は表②のとおり。 【表① 令和7年度府税事務所等の保有台数】 <table><tr><td>中央</td><td>なにわ北</td><td>なにわ南</td><td>三島</td><td>豊能</td><td>泉北</td></tr><tr><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>6</td><td>3</td><td>6</td></tr><tr><td>泉南</td><td>南河内</td><td>中河内</td><td>北河内</td><td>大阪自動車税</td><td>合計</td></tr><tr><td>6</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>44</td></tr></table> 【表② 令和7年度府税事務所等の事務所稼働率】 <table><tr><td>中央</td><td>なにわ北</td><td>なにわ南</td><td>三島</td><td>豊能</td><td>泉北</td></tr><tr><td>10.7%</td><td>28.3%</td><td>7.6%</td><td>30.3%</td><td>17.9%</td><td>29.9%</td></tr><tr><td>泉南</td><td>南河内</td><td>中河内</td><td>北河内</td><td>大阪自動車税</td><td>合計</td></tr><tr><td>31.7%</td><td>17.4%</td><td>39.5%</td><td>37.6%</td><td>35.0%</td><td>26.0%</td></tr></table>	中央	なにわ北	なにわ南	三島	豊能	泉北	4	2	2	6	3	6	泉南	南河内	中河内	北河内	大阪自動車税	合計	6	4	4	4	3	44	中央	なにわ北	なにわ南	三島	豊能	泉北	10.7%	28.3%	7.6%	30.3%	17.9%	29.9%	泉南	南河内	中河内	北河内	大阪自動車税	合計	31.7%	17.4%	39.5%	37.6%	35.0%	26.0%	府税事務所等における公用車について、「事務所稼働率を50%程度とする。ただし、稼働率にかかわらず、故障等や倒産事案等の緊急対応に備えて1事務所当たり最低2台は確保する」旨の方針を掲げて配備台数の見直しを進めている。 緊急対応を含む公用車の使用実績は、配備台数の見直しを行う上での基盤となるものであるが、現行の運転日誌は事務所により様式が異なり、記載項目が簡易で使用実績を詳しく把握できるものになっていない。また、紙媒体で管理されているため、使用実績の把握に時間を要している。	公用車の配備体制について、今後の方針の在り方を検討するためにも、運転日誌の様式の見直しや電子化など、緊急対応を含む公用車の使用実績を詳しく、かつ、効率的に把握するための取組を検討されたい。
中央	なにわ北	なにわ南	三島	豊能	泉北																																													
4	2	2	6	3	6																																													
泉南	南河内	中河内	北河内	大阪自動車税	合計																																													
6	4	4	4	3	44																																													
中央	なにわ北	なにわ南	三島	豊能	泉北																																													
10.7%	28.3%	7.6%	30.3%	17.9%	29.9%																																													
泉南	南河内	中河内	北河内	大阪自動車税	合計																																													
31.7%	17.4%	39.5%	37.6%	35.0%	26.0%																																													
2 公用車の配備体制の見直し (1) 配備台数の見直し方針 - 税務局は、令和6年度上半期監査を契機に、リース契約更新の時期に合わせて配備台数の見直しを行うこととし、「各事務所の事務所稼働率を50%程度とする。ただし、稼働率にかかわらず、1事務所当たり最低2台は確保する」という方針を定めた。令和6年度以降の削減台数の予定は表③のとおりである。 「事務所稼働率50%程度」は、国税局及び税務署の平均稼働率57.8%（平成28年度実績）を踏まえ、税務局による府税事務所等の稼働状況の調査、繁忙期の稼働状況などを鑑み、年間を通じて公用車を安定して活用できる値として設定。 「1事務所当たり最低2台は確保」は、1台では、故障等が発生した際や倒産事案等の緊急対応（滞納者																																																		

2 公用車の配備体制の見直し

(1) 配備台数の見直し方針

- 税務局は、令和6年度上半期監査を契機に、リース契約更新の時期に合わせて配備台数の見直しを行うこととし、「各事務所の事務所稼働率を**50%**程度とする。ただし、稼働率にかかわらず、1事務所当たり最低2台は確保する」という方針を定めた。令和6年度以降の削減台数の予定は表③のとおりである。
- 「事務所稼働率**50%**程度」は、国税局及び税務署の平均稼働率**57.8%**（平成28年度実績）を踏まえ、税務局による府税事務所等の稼働状況の調査、繁忙期の稼働状況などを鑑み、年間を通じて公用車を安定して活用できる値として設定。
- 「1事務所当たり最低2台は確保」は、1台では、故障等が発生した際や倒産事案等の緊急対応（滞納者

宅への訪問、税務署等での調査、金融機関や法務局での差押手続等）を要する案件が発生した際に公用車が使用できず、業務に支障を来すことを避けるためとしている。

【表③ 削減台数予定】

府税 事務所等	年度別削減台数				最終台数	削減後平均 稼働率見込
	R 6	R 7	R 8	R 9		
中央			2		2	24%
なにわ北					2	35%
なにわ南					2	11%
三島			2		4	56%
豊能	1		1		2	43%
泉北			1		5	52%
泉南	1				6	58%
南河内			1	1	2	56%
中河内			1		3	55%
北河内	1		1		3	59%
大阪自動車税					3	43%
合計	3	0	9	1	34	45%

(2) 緊急対応等の件数

- 府税事務所等における過去3か年の緊急対応の発生件数、そのうち公用車を使用した件数について確認したところ、実績を把握しておらず「不明」と回答したところがあった。これは、紙媒体で作成している公用車の運転日誌における用務先・用務内容の記載項目が簡易であるため、緊急案件によるものか否かを判断ができず、実態把握に膨大な作業時間を要するためである。
- 緊急対応の際に公用車を使用した件数は、把握できている限りにおいて、最も多い令和7年度の泉北府税事務所でも約12回であり、月当たり1回程度。他方、なにわ北、なにわ南、豊能、中河内各府税事務所は期間中の使用実績がなかった。

(3) リース契約以外の手法との比較

- 公用車の配備の見直しにあたり、税務局は、リース契約以外の手法（自己所有、レンタカー、タクシー、カーシェアリング）とコスト面、緊急時の即応性や利用手続等の観点から比較を実施。その結果、自己所有以外の手法では、コスト面において使用回数が少なければリース契約より費用を抑えられることが判明したが、稼働率50%の想定においてはリース契約を上回る手法はなかったとしている。